審査基準（公表用）

様式第３号

所管部課　　産業政策課

法令名	貸金業法	法令番号	昭和５８年法律第３２号
手続名	貸金業の登録	根拠条項	第３条第１項

審査基準

貸金業法第６条第１項に掲げる登録拒否事項に該当する場合には、登録を拒否する。

（参考）貸金業法

第六条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により登録を取り消され、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第六号及び第二十四条の二十七第一項第三号において同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

四　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五　この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第百二号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

七　貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者

八　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

九　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ　心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ　第二号から第七号までのいずれかに該当する者

十　個人で政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ　心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ　第二号から第七号までのいずれかに該当する者

十一　暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

十三　営業所又は事務所について第十二条の三に規定する要件を欠く者

十四　純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者（資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。）

十五　貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

十六　他に営む業務が公益に反すると認められる者　　２～４　略

受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間　６０日 標準経由期間　―　日	目次No.	９１